

山梨県林業従事者就業環境改善事業 募集要項（1期申請期間延長）

※赤字は、1期の申請期間延長に伴う変更内容

1 趣旨

この要項は、「山梨県林業従事者就業環境改善事業費補助金」を交付するに当たり、その手続等に関し必要な事項を定める。

本要項以外の詳細については、「山梨県林業従事者就業環境改善事業費補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）によるものとする。

2 申請者の要件、補助対象経費等

交付要綱第3条及び別表1のとおり。

3 補助率

1/2以内。ただし、新規認定となった認定事業主は、2/3以内

※新規認定となった認定事業主を対象とする事業募集は、2期で実施する。これに先行して実施する林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく、改善計画の新規認定手続きについては、次の県HPに詳細を掲載する。

URL：<https://www.pref.yamanashi.jp/ringyo/ninaite/ninteiringyojigyonushi.html>

4 補助対象経費に係る要件

交付要綱別表2のとおり。

5 補助金の額

補助金は、予算の範囲内において交付するため、申請状況によっては、補助金交付決定額が申請額を下回る場合がある。

6 事業実施期間

【1期】補助金の交付決定日から令和8年9月30日（水）まで

ただし、1期の申請期間の延長後に交付決定する補助事業については、
交付決定日から100日程度の期間で個別に設定するものとする。

【2期】補助金の交付決定日から令和9年2月28日（日）まで

7 申請期間、申請方法等

(1) 申請期間 ※申請期限を当初の5月29日から8月31日へ延長

【1期】令和8年4月13日（月）～令和8年8月31日（月）

ア 郵送の場合は、8月31日までに申請先に到着したものに限り有効

イ 持参の場合は、8月31日の午後4時までに申請先で受け付けたものに限り有効

【2期】令和8年9月7日（月）～令和8年9月30日（水）

ア 郵送の場合は、9月30日までに申請先に到着したものに限り有効

イ 持参の場合は、9月30日の午後4時までに申請先で受け付けたものに限り有効

(2) 申請書類

次の①～③の書類のすべてを申請期間内に提出すること。

①山梨県林業従事者就業環境改善事業費補助金交付申請書【交付要綱様式第1号】

②事業明細表【交付要綱様式第1-1号】

③事業明細表に係る見積書、カタログの写し

(3) 提出部数

正本1部

(4) 申請先

申請書類は、申請者の事業所が所在する市町村を管轄する林務環境事務所 森づくり推進課 林業指導担当まで郵送又は持参により提出するものとする。

申請書類を郵送した際は、併せて電話連絡を行うものとする。

中北林務環境事務所（管轄：甲府市・韮崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・中央市）

〒407-0024 韮崎市本町四丁目2-4 北巨摩合同庁舎4階

TEL：0551-23-3088

峡東林務環境事務所（管轄：山梨市・笛吹市・甲州市）

〒404-8601 甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎3階

TEL：0553-20-2721

峡南林務環境事務所（管轄：市川三郷町・富士川町・早川町・身延町・南部町）

〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田111-1 西八代合同庁舎2階

TEL：055-240-4167

富士・東部林務環境事務所（管轄：富士吉田市・都留市・大月市・上野原市・道志村・

西桂町・富士河口湖町・小菅村・丹波山村）

〒402-0054 都留市田原二丁目13-43 南都留合同庁舎2階

TEL：0554-45-7812

8 その他

(1) 提出された申請書類は返却しないものとする。

(2) 申請状況により再募集を行う場合がある。

(3) 補助金の交付を受けようとする事業が、本件補助金以外に国、県又は他の地方公共団体からの補助を受けるものであるときは、補助金を交付しない。